

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年 11 月 22 日
条 例 第 1 号

改正

令和 2 年 2 月 7 日 条例第 2 号
令和 4 年 5 月 30 日 条例第 3 号
令和 6 年 2 月 8 日 条例第 2 号

令和 3 年 1 月 28 日 条例第 1 号
令和 5 年 2 月 10 日 条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 第 5 項及び第 2 0 4 条第 3 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5 項に基づき、法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第 2 条 前条の給与とは、法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいい、同項第 1 号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 この条例に規定する給与は、会計年度任用職員から申出があつたときは、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第 1 及び別表第 2 に規定する給料表（以下「給料表」という。）に定めるところによるものとし、職種の区分に応じて適用する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第 5 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 1 2 号）において準用する藤井寺市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 4 年藤井寺市条例第 2 1 号。以下「給与条例」という。）第 1 1 条及び第 1 2 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第 1 2 条第 4 項中「勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 4 条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第6条 給与条例第15条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第8条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和55年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第5号)において準用する藤井寺市の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和41年藤井寺市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。)第9条第2項第1号に規定する休日(勤務時間条例第9条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条第2項第2号に規定する休日(勤務時間条例第9条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合において、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てて計算するものとする。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、管理者の定めるところにより、その月の翌月以後の給与から差し引くことができる。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第9条 給与条例第18条第1項、第3項本文、第4項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日給)

第10条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「」において、正規の勤務時間」とあるのは「」において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。))と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜勤手当)

第11条 給与条例第20条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務時間の端数計算)

第12条 第9条の規定により準用する給与条例第18条、第10条の規定により準用する給与条例第19条及び前条の規定により準用する給与条例第20条の規定により、時間外勤務手当、休日給及び夜勤手当の額を計算する場合において、計算の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(それぞれの手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算し、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、第8条第1項後段の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条 第9条の規定により準用する給与条例第18条、第10条の規定により準用する給与条例第19条及び第11条の規定により準用する給与条例第20条並びに第8条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから管理者が定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理)

第14条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、5月31日及び11月30日(以下この条及び第27条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6月以上の者に限る。)に対して、それぞれ規則で定める日に支給する。基準日以前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員のうち、前会計年度の末日まで本組合の会計年度任用職員(パートタイム会計年度任用職員のうち、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める者を除く。)として任用された者が、同日の翌日に再度フルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期を通算した期間を前項の任期とみなす。

3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、勤務の態様等を考慮して、この規定による期末手当の額を算出し難い会計年度任用職員の期末手当の額の算出については、規則で定める。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の在職期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける者の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、5月31日及び11月30日（以下この条及び第27条の2においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ規則で定める日に支給する。基準日以前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員のうち、前会計年度の末日まで本組合の会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員のうち、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める者を除く。）として任用された者が、同日の翌日に再度フルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期を通算した期間を前項の任期とみなす。

3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける者の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第16条 給与条例第27条の規定に基づき別に定めた藤井寺市の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第17条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬のほか、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び特殊勤務に係る報酬とする。

（パートタイム会計年度任用職員の基本報酬）

第18条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、任期その他勤務の態様を考慮し、月額、日額又は時間額として定めるものとする。

- 2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。以下この条において同じ。）とする。
- 3 日額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に12を乗じて得た額を1,860で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。
- 4 時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に12を乗じて得た額を1,860で除して得た額とする。
- 5 前3項の基準月額とは、これらに規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任の度その他勤務に関する条件に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額に、地域手当に相当する額を加算した額をいう。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法）

第19条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、パートタイム会計年度任用職員になった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 3 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 4 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間数に応じて報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第20条 次条から第24条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第18条第2項の規定による基本報酬の額に12を乗じて得た額を、1,860に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数で除して得た額
- (2) 基本報酬の額を日額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第18条第3項の規定による基本報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 基本報酬の額を時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第18条第4項の規定による基本

報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第21条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して、給与を支給する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して、給与を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第22条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等（勤務時間条例第4条の規定に準じて行う勤務時間の割振りという。）により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務

時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 時間外勤務に係る時間が1箇月について60時間(第2項ただし書に規定する割合を乗じることとなる時間を除く。以下この項において同じ。)を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。) 100分の50
(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第23条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の端数計算)

第25条 第22条から前条までの規定により、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬の額を計算する場合において、計算の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(それぞれの報酬のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算し、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、第8条第1項後段の規定を準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第26条 第22条から第24条までの規定により、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬の勤務1時間につき支給する額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生

じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 第15条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「1週間当たりのその者の正規の勤務時間(以下「週勤務時間」という。)が20時間以上である者については100分の122.5、週勤務時間が20時間未満である者については100分の61.25」と、同条第4項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の額(月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては基本報酬の額、日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日以前6箇月以内(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日以前で、基準日以前6箇月以内)のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1箇月当たりの平均額)」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、週勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、期末手当を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第27条の2 第15条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「100分の102.5」とあるのは「週勤務時間が20時間以上である者については100分の102.5、週勤務時間が20時間未満である者については100分の51.25」と、同条第4項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の額(月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては基本報酬の額、日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日以前6箇月以内(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日以前で、基準日以前6箇月以内)のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1箇月当たりの平均額)」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、週勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、勤勉手当を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第28条 特殊勤務手当条例第11条第1項に規定する防災作業に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する特殊勤務に係る報酬の額は、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額とする。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第29条 給与条例第12条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条

第3号中「藤井寺市職員厚生会」とあるのは「藤井寺市柏原市学校給食組合職員厚生会」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第16条第2項及び同条第4項から第7項までの規定の例による。ただし、他の職員との権衡及び職務の特殊性等を考慮して、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第31条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和46年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第7号)において準用する藤井寺市の職員の旅費に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第23号)の適用を受ける者の例による。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

- 2 この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法(以下「改正前の地方公務員法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者及び改正前の地方公務員法第22条第5項の規定に基づく臨時的任用を行われていた者に係る令和元年12月1日以降当該日までの引き続いた当該職としての在職期間については、第15条及び同条の規定を準用する第27条に規定する在職期間に通算するものとして、この条例の規定により、期末手当の額を算出する。

附 則(令和2年2月7日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月28日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月30日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月10日条例第8号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月8日条例第2号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

号給	職務の等級	1 等級
		給料月額
		円
1		162,100
2		163,200
3		164,400
4		165,500
5		166,600
6		167,700
7		168,800
8		169,900
9		170,900
10		172,300
11		173,600
12		174,900
13		176,100
14		177,600
15		179,100
16		180,700
17		181,800
18		183,200
19		184,600
20		186,000
21		187,300
22		189,600
23		191,800
24		194,000
25		196,200
26		197,900
27		199,400
28		200,900

29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,300
35	210,600
36	211,900
37	213,200
38	214,400
39	215,600
40	216,700
41	217,800
42	218,900
43	219,900
44	220,900
45	221,800
46	222,700
47	223,600
48	224,500
49	225,400
50	226,300
51	227,200
52	228,100
53	228,900
54	229,800
55	230,700
56	231,500
57	231,800
58	232,600
59	233,300
60	233,900
61	234,500

62	235,200
63	235,800
64	236,300
65	236,800
66	237,300
67	237,800
68	238,400
69	238,900
70	239,400
71	239,900
72	240,400
73	240,900
74	241,400
75	241,800
76	242,300
77	242,800
78	243,300
79	243,800
80	244,300
81	244,700
82	245,200
83	245,600
84	246,000
85	246,400
86	246,800
87	247,200
88	247,600
89	248,000
90	248,500
91	248,800
92	249,100
93	249,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表(2)

号給	職務の等級	1 等級
		給料月額
		円
1		172,700
2		174,500
3		176,200
4		177,800
5		179,400
6		181,100
7		182,700
8		184,600
9		186,000
10		187,800
11		189,800
12		191,600
13		193,500
14		194,700
15		196,200
16		197,600
17		202,800
18		204,400
19		205,900
20		207,300
21		208,800
22		210,000
23		211,200
24		212,400
25		213,800
26		215,300
27		216,800
28		218,300

29	219,700
30	221,200
31	222,700
32	224,200
33	225,500
34	226,800
35	228,200
36	229,500
37	230,600
38	231,700
39	232,800
40	233,900
41	235,000
42	236,200
43	237,400
44	238,500
45	239,500
46	240,800
47	242,200
48	243,400
49	244,400
50	245,700
51	246,600
52	247,800
53	249,000
54	250,100
55	251,100
56	252,100
57	253,000
58	253,800
59	254,600
60	255,400
61	256,200

62	257,400
63	258,600
64	259,700
65	261,000
66	262,300
67	263,400
68	264,400
69	265,400
70	266,500
71	267,600
72	268,700
73	269,400
74	270,500
75	271,600
76	272,500
77	273,300
78	274,300
79	275,200
80	276,100
81	276,900
82	277,900
83	278,800
84	279,700
85	280,600
86	281,600
87	282,700
88	283,700
89	284,300
90	284,800
91	285,300
92	286,100
93	286,900
94	287,500

95	288,100
96	288,600
97	289,100
98	289,600
99	290,000
100	290,300
101	290,500
102	290,700
103	290,900
104	291,100
105	291,500
106	291,700
107	291,900
108	292,100
109	292,500
110	292,700
111	292,900
112	293,200
113	293,500
114	293,700
115	293,900
116	294,200
117	294,500
118	294,700
119	294,900
120	295,200
121	295,500

備考 この表は、管理栄養士、栄養士の業務に従事する会計年度任用職員で管理者が規則で定めるものに適用する。